

令和7年11月10日

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

公 印 省 略  
20251105 関東第30号  
令和7年11月10日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和7年11月4日付け20251030関東第35号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数 1事業者 指定旧供給地点群数 1地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 東北建設狭山ヶ丘団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 地産春日部団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 7ホーム上福岡第2団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 セブン羽生住宅
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 鴻巣ニュータウン
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 一本松団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 狸穴団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 南星台団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 久能さくら台団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 八街団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 県営春の木団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 相武台前団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 大和福田団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	1 半原あらく団地
関彰商事株式会社 (法人番号2050001031500)	1 協和町蓮沼団地
金森藤平商事株式会社 (法人番号8010001040029)	1 寒川団地
株式会社クレックス (法人番号9040001001927)	1 水上団地
株式会社田島 (法人番号8012801001003)	1 霞が丘自治会
東上ガス株式会社 (法人番号7030001045415)	1 大和田団地
東上ガス株式会社 (法人番号7030001045415)	1 三芳台団地